平成２４年（フ）第１５号
山梨県南アルプス市藤田2132番地１　小野ハイツ13号
破産者　青柳　　繁
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１８６号
静岡県伊豆市八幡251―２、住民票上の住所山梨県甲斐市富竹新田450番地　三井住宅
破産者　田中多喜子
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１８７号
山梨県甲斐市富竹新田450番地　三井住宅
破産者　田中　稔裕
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２００号
山梨県中巨摩郡昭和町西条554番地１　サンシャイン有泉301号
破産者　石川　秀男
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２８０号
愛知県一宮市緑５丁目２番22―102号　モアグレース緑Ⅴ
破産者　千石　有良
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第７０６号
京都市西京区山田南山田町22番地14
破産者　猶原　信二
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２８号
香川県丸亀市土器町北１丁目60番地　２Ｆ南
破産者　中村　圭一
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（フ）第６６号
香川県坂出市江尻町1212番地
破産者　宮本　康子（旧姓山本）
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第５１４号
宮崎市江平東町10番地２　メゾン栄幸302号
破産者　今村　直人
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第７０号
宮崎市大字芳士405番地１
破産者　谷川ゆかり
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１９６号
宮崎市下北方町野田580番地４　木村コーポ105号
破産者　佐藤　敏治
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２１５号
宮崎市大工１丁目177番地６　永吉コーポ105号、住民票上の住所宮崎県西都市大字上三財3451番地
破産者　中武　昭二
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続終結

平成２２年（フ）第１３号
宮城県登米市迫町北方字宮崎199番地の７
破産者　三和運輸有限会社
1　決定年月日　平成24年10月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所登米支部

平成２４年（フ）第２８号
千葉県茂原市腰当448番地９
破産者　有限会社吉田工務店
1　決定年月日　平成24年10月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２４年（フ）第９号
東京都八丈島八丈町大賀郷155番地、開始決定時の住所北海道様似郡様似町港町１番地の２
破産者　高山　　昇
1　決定年月日　平成24年10月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２２年（フ）第３０５９号
名古屋市中区千代田３丁目27番18号
破産者　株式会社エスケー技工
1　決定年月日　平成24年10月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５２７９号
大阪市中央区南船場４丁目11番19号　心斎橋鉄田ビル４階、商業登記簿上の本店所在地大阪府高石市高師浜２丁目５番18号
破産者　日邦クリエイト株式会社
1　決定年月日　平成24年10月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６３７号
大阪市東淀川区西淡路３丁目13番27号
破産者　有限会社藤田組
1　決定年月日　平成24年10月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１００６号
堺市西区山田４丁1976番地の１
破産者　サンコマース株式会社
1　決定年月日　平成24年10月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部